

『実隆公記』註釈稿

——文龜四年甲子（一五〇四）二月三日～十九日条——

中 柴 藤 原 静 香
島 田 和 歌 子 香

緒言

『実隆公記』は、室町時代後期の公卿三条西実隆（一四五五～一五三七）の日記で、書状や折紙などの反故の裏に書かれた自筆本が現存する。本稿は、そのうちの約二十日分の註釈である。二〇二四年度の京都女子大学大学院文学研究科国文学専攻博士後期課程の演習科目「漢文学特殊研究Ⅱ」（通年）で、発表者が作成し、三人で検討を加えたレジュメに基づく。演習では、同課程二回生の藤原静香が二月六日～八日、十一日、十五日・十六日、十九日条、前期課程修了生で大学院研修者の柴田清子が二月三日～五日、九日・十日、十二日～十四日、十七日・十八日条を担当し

た。

取り上げた文龜四年（一五〇四）は、後柏原天皇（後土御門天皇第一皇子、母庭田朝子、四十一歳）の時代で、將軍は第十一代足利義澄、管領は細川政元である。甲子革命により二月三十日に改元され、永正元年となる。実隆は、時に五十歳で、正一位・権大納言だった（『公卿補任』）。本年の日記は、正月及び二月一日～三日条冒頭を欠く。

『実隆公記』の注釈としては、吉備地方文化研究所古代・中世史研究会の『『実隆公記』を読む会』が、二〇〇七年度に、最初の文明六年甲午（一四七四）正月朔日の記事から講読を始められ、毎月の開催で、二〇一五年四月二十六日時点では長享二年（一四八八）八月二十八日条に至られている。成果は『吉備地方文化研究』にも掲載されているが、ワードとエクセルファイルのデータを頂戴して、種々学ばせていただいた。学恩に感謝申し上げる。

さて私達は国文学を専攻しており、政治や経済など中世史の知識が特に乏しい。藤原は『実隆公記』にも登場する岩山道堅の和歌活動、柴田は古代の和歌表現の研究をしている。授業担当者の中島も、平安文学や文化を主な研究対象としており、『御堂関白記』など平安中期の日記の注釈の経験しかない。室町時代の日記の注釈を行うには全く力不足であり、またわずか十七日分の限定的な注釈ではあるが、主に以下の三つの理由から、公表することにした。

- (1) 『『実隆公記』を読む会』が注釈をされた時期から多くは代替わりしており、同じ呼称でも指す人物が異なる。
- (2) 和歌や物語など、記事のうち文学に関する事柄については、私達にもある程度の知識がある。
- (3) 現代に至る古典文学の継承において実隆は不可欠の存在であり、またこの時代を代表する公家であることは、原勝郎『東山時代に於ける一縉紳の生活』（創元社、一九四一年）以下の先行研究で知られるところだが、より一層広く知られるための一助となりたいと思う。また実隆の周辺には、栗屋親栄など平安文学研究者もその存在や思いに留意しておくべき古典愛好家が少なくない。

以下、間違いも少なからずあると思われるが、本註釈が、少しでも今後の国文学や日本史の研究にとって、何らかの意義のあるものになることができれば幸いである。

（中島）

註釈の指針と凡例

一、本文は『史料纂集』第四期『実隆公記』をテキストとして用いた。底本は、実隆自筆本（東京大学史料編纂所所蔵）である。また、巻四上の巻末掲載の正誤表を反映させた。但し、字体は基本的に現行のものを用いた。

一、テキストは読点のみだが、訓読文（書き下し文）では、句読点や中黒（並列の場合）に変えた。追加も多い。会話文などの括弧記号も付した。話題の切れ目には、「」を入れた。引用文書の最初の行頭に、①以下の番号を付し、その末尾にも話題の切れ目と同じ「」を入れた。

一、訓読文では、小字の割注は、「」で括った。但し「云々」は、小字でも「」で括っていない。

一、訓読文では、振り仮名を含め歴史的仮名遣いを用いた。「之」は置字とせず、すべて読んだ。

一、訓読文では、テキストに従つて、欠損の字を補い、字を改めた。前者の例：三日条 御□徒中 ^{（門）} ↓ 御門徒中

一、欠損部にテキストの（）内とは別の字を推定する場合などは、註釈で触れた。

一、訓読文の註釈対象の語句などの右肩に、①以下の番号を付した。

一、註釈の内容は、人名および事項、用語もあるが、文学関係を、やや詳しく取り上げた。

一、複数回登場するものは、基本的に初出にまとめた（「既出」の語は略）。但し、各記事の内容に関わる補足をした。

一、註釈の出典のうち、年月日のみは『実隆公記』である。同記の紙背文書等の「」は、本文の改行箇所を示す。いずれも返り点などを加えた。『公卿補任』は『補任』と略した。本年条の場合は、年次を示していない。

一、右のほかに、井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期 [改訂新版]』（明治書院、一九八七年）、古典ライブラリー『和歌文学大辞典』、小学館『日本国語大辞典』、『角川古語大事典』、吉川弘文館『国史大辞典』等を参照したが、明記していない。

〔三日^未〕又就二宮御方事仁和寺宮御^門□徒中不可存疎略之由女房奉書可被出之間事、真光院僧正申請之、其案文同染筆了、兼又先度火事時、貞宗朝臣以下早速馳参之条神妙之由、下官出向申之、此事尤畏申、武家又被畏申云^々、以御書種々被仰大納言典侍之子細等有勅語、向後近所忽劇之時、尤可有用意之事也、今夜当番皆参祇候、

〔註釈〕

〔三日、乙未。〕又、①二宮の御方の事に就き、②仁和寺宮の御門徒中、疎略を存ずべからざるの由、女房奉書、出さるべきの間の事、③真光院僧正、之を申請す。其の案文、同じく染筆し^了んぬ。」兼ねて又、④先度の火事の時、⑤貞宗朝臣以下、早速に馳せ参^{さうそく}ずるの条、⑥神妙の由、⑦下官^{げくわん}、出向き、之を申す。此の事、尤も畏まり申す。⑧武家も又、畏まり申さると云々。御書を以て、種々⑨大納言典侍に仰せらるるの子細等、勅語有り。向後、近所^⑩忽劇の時、尤も用意有るべきの事なり。」今夜の^⑪当番、皆参り祇候す。」

①二宮の御方 のちの覚道法親王（一五〇〇～一五一七）。後柏原天皇第三、皇子、母は庭田源子。明応九年八月十一日誕生（『仁和寺御伝』他）。「二宮」は夭折した第一皇子を含めない呼称。時に五歳。永正七年（一五一〇）十二月二十六日条「今日、仁和寺宮（当今第二宮、御母新典侍、十二^{ママ}歳）、御得度。戒師尊海僧正」。親王宣下は翌年。八日条参照。

②仁和寺の宮 貞常親王の王子で、後土御門天皇猶子の道永法親王（？～一五三五）。③真光院僧正 尊海（一四七二～一五四三）。時に三十三歳。久我（源）通博男。十一歳で真言宗仁和寺に入室し、天文十一年（一五四二）に大僧

正。『あづまの道の記』『尊海百首』作者。本年二月十一日条紙背に、二月三日付け尊海書状あり。真光院は、応仁の乱の際に本尊等が移され正保の復興まで仁和寺の本坊だった。④先度の火事 前月末に正親町烏丸で発生した火事（元長卿記）正月二十九日条。内裏は土御門（つちみかどひがしのとういん）東洞院殿で、まさに「近所」。⑤貞宗朝臣 伊勢（平）貞宗（一四四四～一五〇九）。時に六十一歳。足利義政の寵臣貞親男。文明三年（一四七一）伊勢守・室町幕府政所執事、同十五年從四位下、長享元年（一四八七）山城国守護職。義政男義尚の養育係・補佐役で、自邸で月次歌会を催すなど和歌・連歌をよくした。『新撰菟玖波集』に五句入集。伊勢流故実の大成者。⑥神妙 感心だ、立派だ。⑦下官 自称。実隆自身。⑧武家 将軍足利義澄。十九日条参照。⑨大納言典侍 広橋（藤原）守子（一四六五～一五二九）。綱光女。時に四十歳。享禄二年（一五二九）十月十日条「大典侍病氣、大略難義也。三品事、所望之由、被仰談。何事有哉之由申了。勅許」、同十三日条「今夕、大納言典侍薨去云々。六十五才。哀慟無極」。⑩忽劇 せわしく忙しいこと。ここは火事。⑪当番 禁裏小番（こばん）。中世、廷臣が結番して参勤宿直した。五番制だったが、九日条に「六番」とある。

四日丙申 晴、統秋、寿池、理性院等入来、

大田藏人法花經裏紙（薄様）、詠和歌可染口筆、為卅三回追善可下遣田舎之由所望間、瓦礫一首任筆遣之了
今日不遠院殿御事以消息弔新典侍局、及昏參彼遺跡門前、弔御乳母尼了、

〔註釈〕

四日、丙申。晴れ。」①統秋・②寿池・③理性院④等、⑤入来。」

⑥大田の藏人、法花經の裏紙（薄様）に、和歌を詠み⑦愚筆を染むべし。三十三回追善の為、田舎に下し遣はすべき

の由、所望の間、^⑧瓦礫がりやく一首、筆に任せて之を遣はし^{了んぬ}。」

今日の^⑨不遠院殿の御事、消息を以て^⑩新典侍の局を弔ふ。昏に及び、^⑪彼の遺跡の門前に参る。^⑫御乳母の尼を弔ひ了んぬ。」

①統秋 「すみあき」とも。豊原統秋（一四五〇～一五二四）。時に五十五歳。治秋（重秋）男。後柏原天皇の笙御師範。樂書『體源抄』著者。『実隆公記』に度々登場し、実隆に和歌を習つた。家集『松下抄』（天理大学附属天理図書館に自筆本あり）。 ②寿池 未詳。この二字は本日条のみ。 ③理性院 理性院宗永（永正二年正月十一日条）。理性院は、真言宗醍醐寺の子院。 ④等 複数を表す接尾辞。その他の人物がいるわけではない。 ⑤入来 他人の来訪を敬つていう語。本記には来訪の記事が多いが、「来臨」「来」など主語による使い分けがある。 ⑥大田の藏人 三条西家の莊園の一つ播磨国揖保郡大（太）田莊の管理人。本年は彼の近親（親か）の三十三回忌。 ⑦愚筆 本記の他の記事から「愚筆」と推定。実隆は能書で知られ、古典籍書写のほか将棋の駒書きの依頼もあつた。 ⑧瓦礫そんでん 瓦と小石。つまらないものの喻えで、ここは実隆の自詠。 ⑨不遠院殿 後土御門天皇第二皇子、尊伝法親王（一四七二～一五〇四）。母庭田朝子。後柏原天皇同母弟。本年正月（小の月）二十七日入滅（『後法興院記』『一水記』等）。本日が初七日。 ⑩新典侍 庭田（源）源子（一四七九～一五二六）。雅行女。朝子の姪。不遠院の従姉妹。後柏原天皇後宮で、三日条の二宮のほか、第二皇女・第六皇子を産む。十九日条参照。「局」は敬称。 ⑪彼の遺跡の門前 実隆の明応九年（一五〇〇）以降の家は、快樂院（日野資教）の旧宅跡で、西は空地を隔てて室町通に面し、南は不遠院宮、北は新大納言典侍（勸修寺藤子）の屋敷に連なる（芳賀幸四郎『人物叢書 三条西実隆』吉川弘文館、一九六〇年）。 ⑫御乳母の尼 不遠院の乳母で、現在は尼の女性。本年三月二十六日条「不遠院宮御位牌、以_レ泥書_レ之。依_レ彼御乳母所望_一也」。

五日丁酉^酉雨降、周易愚本革鼎二卦加朱点、其外第九、第十一覽之、石原庄、御牧等差下人了、貞宗朝臣送使者、^(三)鰐河□□□、先日火事之時予相逢伝勅定旨、其儀尤畏申之由也、振海鼠一折送之、芳志為悅由謝遣了、今日又橘辻子有付火、但則打滅^{云々}、此災連續、可慎々々、仰彼蒼祈念而已、

〔註釈〕

五日、丁酉。雨降る。』『周易』の愚本の^①革・^②鼎二卦に朱点を加ふ。其の外、^③第九・^④第十一、之を覽ず。』^⑤石原の庄・^⑥御牧等に下人を差し了んぬ。』^⑦貞宗朝臣、使者⁽⁸⁾鰐河□□□を送る。先日の火事の時、予、相ひ逢ひて勅定の旨を伝ふ。其の儀、尤も畏まり申すの由なり。』^⑨振海鼠一折、之を送る。芳志為悅の由、謝し遣はし^了んぬ。』今日、又^⑩橘の辻子に付火有り。但し則ち打ち滅すと云々。此の災、連續す。慎しむべし、慎しむべし。』^⑪彼蒼を仰ぎ祈念するのみ。』

①革 『易經』の卦の一つ。第四十九。本年は甲子で、甲子革令が取り沙汰されていた。『元長卿記』に改元の記事が詳しい。十五日条参照。 ②鼎 「革」の次、第五十。 ③第九 「小畜」。 ④第十一 「泰」。 ⑤石原の庄 三条西家の莊園。山城国紀伊郡。 ⑥御牧 同前、美豆御牧。山城国久世郡。八日条参照。 ⑦貞宗朝臣 三日条。伊勢貞宗。 ⑧鰐河□□□ 鰐川親孝(?)、一五二五)。親元男。伊勢氏の被官で幕府の政所代。『武家歌合』(文龜末頃)に出席するほか、大永二年(一五二二)十一月に催した歌会の和歌には実隆・岩山道堅が評点を付した(天理大学付属天理図書館蔵『大永二年両点歌卷』)。欠損部は三字ではなく「新右衛門」か。 ⑨振海鼠 塩を振った海鼠。 ⑩橘の辻子 平安京の大路と小路を連絡する小路が「辻子」。橘の辻子は、一条南・正親町北・烏丸東・東洞院西の一町を南北に貫通。 ⑪彼蒼を仰ぎ 実隆が慨嘆する時の常套句。「彼蒼」は「蒼天」と同じく青空で、「仰ぐ」との組み合わせは「離^レ家三四月、落涙百千行、万事皆如^レ夢、時々仰^レ彼蒼」(『菅家後集』自詠)が早い。

六日 戊戌 天晴、寒嵐甚、自藤相公有使者、細川右京大夫書状令見、所送樽也、折紙云、

鵠一 雉十 伸鮑千本 鰨一折 荒巻廿 樽十荷 以上

不慮芳恵也、以書状可謝遣之由命藤宰相了、賜一盞於使者了、則一荷一種令進上禁裏、於私又祝著賞翫了、

入夜粟屋左衛門尉來、今年、初度樽代持來、勸一盞了、

〔註釈〕

六日、戊戌。天晴る。①寒嵐甚だし。」②藤相公より、使者有り。③細川右京大夫の書状、見せしむ。樽を送る所なり。

④折紙に云はく、

鵠一 雉十 伸鮑千本 鰨一折 ⑥荒巻廿 樽十荷 以上

不慮の芳恵なり。⑦書状を以て謝し遣すべきの由、藤宰相に命じ了んぬ。⑧一盞を使者に賜はり了んぬ。則ち、⑨一荷一種、禁裏に進上せしめ、私に於いて、又祝著しうもやく、⑩賞翫たるだいし了んぬ。」

夜に入り、⑪粟屋左衛門尉、來たる 〔今年初度〕。⑫樽代持ち來たる。一盞を勧め了んぬ。」

①寒嵐 冷たい強風。今は仲春で、冬に限らない語。文明六年（一四七四）九月十五日条「晴、寒嵐甚」は晚秋。

②藤相公 高倉（藤原）永康（一四六四～一五一二）。永繼男。時に四十一歳、正三位、參議（補任）。細川政元から

贈られてきた樽を、使者を通じて実隆邸へ届けた。③細川右京大夫 細川政元（一四六六～一五〇七）。勝元男。時

に三十九歳、従四位下。幕府官領で、摂津・丹波・讃岐・土佐の守護。正徹弟子の正広や上冷泉為広らを招いて歌会を催すなど、和歌活動も盛に行つた。永正四年六月二十三日、細川澄之（政元養子）を擁する香西元長・薬師寺長忠らに殺害される。④折紙 全紙を二つに折り、折り目を下にして使用。ここは政元が贈ってきた樽に添えられていたリスト。⑤鵠 白鳥。『本朝食鑑』五・水禽に「肉、氣味、甘大温、無レ毒」。⑥荒巻 主に魚を葦・藁・竹の

皮などで巻いた物。鳥獸の肉、山の產物などの場合もある。⑦書状を以て謝し遣すべきの由、藤宰相に命じ了んぬ
実隆が、手紙で細川に礼を述べるよう、使者を通じて永康に命じた。⑧一盞 軽い飲酒。⑨一荷一種 「一荷」は
天秤棒の前後一組の荷。二種は主に酒の肴一種類。ここは二つの樽に同じ肴を入れて、禁裏に届けた。七日・十三
日・十七日条は二、三種類の例。本記は食料の授受の記事が目立つ。⑩賞翫 賞味。⑪粟屋左衛門尉 粟屋親栄
(?~一五〇七)。若狭武田氏の重臣で、『源氏物語』を愛好する武人。文亀元年六月頃から度々実隆邸を訪れ、『源氏』
の写本や講釈を所望。文亀元年七月二十八日条「及晚、粟屋左衛門尉、来。今日、彼所望源氏新写事、一冊、誂勧
黄了」等(十四日条⑥「大隅」註参照)。米原正義『戦国武士と文芸の研究』(おうふう、一九九四年)「第二章若狭武田
氏の文芸第四節被官人の文芸」に詳しい。⑫樽代 謝金・御礼。

七日己亥晴、自夜雪降、及朝晴、遣二荷両種於伊世守許、及晚以使者謝之次、和歌一首石清水法樂、飛鳥井勧進、談合之、愚存旨示了、
今日招民部卿、姉羽林、恵命院等、其外人々一盞賞翫了、師富朝臣来、左衛門尉、丸、玄清等来、
〔註釈〕

七日、己亥。晴れ。夜より雪降る。朝に及び晴る。」二荷両種、①伊勢守の許に遣はす。晩に及び、使者を以て之を謝
するの次いで、和歌一首(②石清水法樂、飛鳥井の勧進)、之を③談合す。愚存の旨、示し了んぬ。」
今日、④民部卿・⑤姉羽林・⑥恵命院等、其の外の人々を招き、一盞賞翫し了んぬ。」⑦師富朝臣來たる。」⑧左衛門尉・
⑨丸・⑩玄清等、來たる。」

①伊勢守 本文「伊世守」。三日条。伊勢貞宗。②石清水法樂、飛鳥井の勧進 飛鳥井家主催による石清水八幡宮での法樂和歌。当時の飛鳥井家は雅康・雅俊が活躍。本日条以外、これに関する記事は見えない。(1)飛鳥井雅康(一四

三六〇一五〇九）。雅世次男。時に六十九歳。兄雅親（一四一六〇一四九〇）の養子となり家督を継ぎ、のちに雅俊に譲る。法名宋世、号一樂軒。家集『雅康卿詠草』、紀行『富士歴覽記』。(2)飛鳥井雅俊（一四六一〇一五二三）。雅親（栄雅）男。時に四十三歳。号敬雅。家集『園草』、歌学書『永正日記』など。(1)(2)共に將軍家の和歌・蹴鞠の師範。ここは兩人を指すか。③談合 相談。伊勢貞宗が、実隆からの「二荷兩種」（前日に細川から贈られた「十荷」の一部）に対する謝意を伝える使者を寄越した際、石清水法楽に提出する自詠について、実隆の意見を求めた。④民部卿 冷泉（藤原）政為（一四四五〇一五二三）。持為男。下冷泉家。時に六十歳、正一位、前権中納言・民部卿（〔補任〕）。十一日条では唐名で「戸部卿」。家集『碧玉集』〔へきぎょく〕は、近世に後柏原院『柏玉集』、実隆『雪玉集』〔はくぎょく〕と共に「三玉集」として重用される。⑤姉羽林 姉小路（藤原）濟繼（一四七〇〇一五一八）。基綱男。時に三十四歳、右近衛中将。『補任』永正六年「従三位（中略）姉小路濟繼三十九」〔なりつぐ〕（中略）明応五年（一四九六）正十五任右中将。「姉」は姉小路、「羽林」は近衛府、また中将・少将の唐名。永正期には御会和歌・連歌会等に度々出座。⑥恵命院 禅耀（一四五〇？一五二四）。文亀二年六月三日条「恵命院禪耀僧都」、大永四年九月二十九日条「恵命院禪耀僧正」、今夕入滅。七十五歳歟。不便々々。恵命院は、仁和寺に属する院家の一つ。実隆の歌日記『再昌草』第二十一巻・大永元年（一五二一）に、歌会の記事「（二月）廿日、恵命院禪耀僧正坊にて廿首和歌、題を探りて、遙尋レ花」がある。⑦師富朝臣 押小路（中原）師富（一四三四〇一五〇八）。師郷男。時に七十一歳。大外記。本年一月四日・五日条紙背は師富書状「韻鏡御本、令_二返上_一候。嘉祝期、參賀候之間、能一、二候。此旨、可_レ得_二御意_一候。／乃剋、師富」。『師富記』記主。実隆の兄実連は『康富記』によれば師富・康富らに四書・五経などを学び、男公条も師富に『孟子』を学んだ『人物叢書』。⑧左衛門尉 粟屋親榮。六日条。⑨丸 丸七郎平雅連（生没年未詳）。石見国の武家で、和歌に堪能だった。文亀三年三月六日条「丸七郎平雅連、詠草五十首、持_二來_一之。其歌神妙也」、永正二年八月二十九

日条「丸七郎左衛門尉平雅連、来」。文龜三年以降、玄清・宗碩ら連歌師と実隆邸を訪れる。十四日条⑥「大隅」註参考。⑩玄清 俗名肥田（一説に河田）兵庫助春仲（一四四三～一五一二）。別号に帰牧庵。元は細川政春の被官だったが四十歳前に出家。宗祇門弟で連歌師。『新撰菟玖波集』に七句入集。

八日_{庚子}晴、真光院僧正来臨、今日_一宮御方御入室間事、門徒中不存等閑可申沙汰之条々_二女房奉書被仰彼僧正許、又以予消息申遣真乘院僧正許了、
頭右中弁来臨、神宮御馬斃事_三主_四申之、仍奏事_五忽_六云_七、然者來_八十一日可候之由返答了、
自今日至來_九四日念誦事始之、

□_一藏主來臨、談城州家領「

〔註釈〕

八日、庚子。晴れ。」①真光院僧正、來臨。今日の②一宮の御方御入室の間の事、門徒中、等閑を存せず、③申し沙汰すべきの条々、女房奉書を以て彼の僧正の許に仰せらる。又、予の消息を以て④真乘院僧正の許に申し遣はし_了んぬ。」

⑤頭右中弁、來臨。「⑥神宮の御馬斃_{たふ}る事、_七祭主伊忠_{これただ}、之を申す。仍りて_八奏事始、忽_九べし」と云々。然れば、⑨來たる十一日、候すべきの由、返答し_了んぬ。」

⑩今日より來たる十四日に至り、_{ねんじゆ}念誦の事、之を始む。」

⑪□_一藏主_{ざうす}、來臨。_二城州の家領□□□を談ず。」

①真光院僧正 三日条。尊海。②一宮の御方 三日条。覺道法親王。③申し沙汰_{さしあた} 室町期には「申沙汰」を名詞として用いる用法もある。沙汰させていただく。④真乘院僧正 臨盛_{りんせい}（生没年未詳）。本年正月十七日、十四日至

十六日、十一日至十三日条紙背に真乘院臨盛書状あり。真乘院は仁和寺に属する院家の一つ。『徒然草』六〇段に芋頭がしらを好んだ盛親僧都が描かれている。⑤頭右中弁 万里小路までのこうじ（藤原）賢房（一四六六一一五〇七）。実隆の岳父である勸修寺教秀の三男。万里小路冬房の養子。時に三十九歳、正四位上、藏人頭・右中弁（補任）永正二年尻付）。この時、神宮奉行職事を務める。『賢房記』記主。⑥神宮の御馬斃る事 神宮は伊勢皇太神宮（内宮）。【斃】は倒れる・死ぬ。このあと、昨年伊勢神宮内宮の御馬が死んだことを受けて、新しい御馬を牽進するため、神宮伝奏であつた実隆が各所とやり取りを行う様子が記される。⑦祭主伊忠 藤波（大中臣）伊忠（一四六八一一五二二）。秀忠男。時に、三十七歳。伊勢神宮祭主・神祇權大副たいふ。『補任』永正三年非參議の末尾に「従三位（中略）九月十一日叙。神祇大副」。⑧奏事始 伊勢神宮の奏事始。十一日条参照。「□忽」を「可忽」と読んだが、他の可能性もある。⑨來たる十一日 干支は癸卯。神事吉日の上吉日の一つ（『吉日考秘伝』）。⑩今日より來たる十四日：十四日条参照。実隆亡母の追善供養のため、今日より月命日まで七日間の念誦を始めた。「念誦」は、仏の加護を祈り経文や仏の名号又は真言などを口に唱えること。⑪口藏主 「惠藏主」、惠竜えりゆうであろう。本年八月五日条「今日、御牧事、相談惠竜藏主了」、同九日条「惠竜藏主、來臨。御牧事、申付云々。明後日、上使、可令入部之由、申談了」。さらに上使として御牧に下るにより折紙を出すことが十一日条に、上洛して御牧の事を報ずることが十五日条に見える。本年八月廿日至廿二日条紙背の書状によると、実隆三男鳳岡桂陽ほうこうけいようの師である東福寺の了庵桂悟が取り次いだ。「少年（桂陽）教誠事、叶惠懷候。尚可加候。／芳訊、不勝忻悅候。（中略）雜掌人、上洛其様事候哉。彼御牧事者、御左右候由、竜藏主、可參申候由候。仍、期後音候。恐惶頓首。／八月十一日桂悟（花押）／三西閣下拝答」。⑫城州の家領□□□ 山城国の三条西家の莊園。欠損部は「御牧事」であろう。美豆御牧のほか、石原莊・桂新免河島莊・塔森莊・鳥羽池田莊・富森莊・三栖莊などが、城州にある（『人物叢書』）。五日条参照。

九日辛酉、入夜雨降、朝間精進、念誦、午後資直（來）、（象）戯有興、師富朝臣、同資直等羞晚食、民部卿、姉羽等令持飯汁、賞翫之、

今日当番公条朝臣候之、

入夜参内。於三間庇暫御言談、条々申入雜事等了、佐跡御奥書申出之処、一昨日被下之、其子細畏申之趣申入之、抑童長朝臣正下四位事、去年雖所望申、三ヶ年加級事過分歟間抑留、近日勅許処、猶可為去年宣下之由頻望申之由被仰之、近年人々昇進早速之間、諸人有鷹揚之志歟、為之如何、勅語云、自（去）五日仰兼俱卿於斎場所被修御祈（云）々、又先年内侍所旧唐櫃取離奉置之処、（兼俱卿）先皇依御夢告如元被置之（云）々、奇代事也。今夜当番三人候之、

一昨日（六番政顯卿、守光朝臣）昼夜無近臣□□候間有事也、

〔註釈〕

九日、辛丑。①霽れ。夜に入りて雨降る。」朝の間、精進し念誦す。」午後、②資直、來たる。③象戯、興有り。④師富朝臣、同じく資直等に、⑤晩食を羞す。⑥民部卿・⑦姉羽等、飯汁を持たしむ。之を賞翫す。」

今日の当番、^⑧公条朝臣、之に候す。」

夜に入りて参内す。⑨三間庇に於いて暫らく御言談あり。条々、雜事等を申し入れんぬ。」^⑩佐跡の御奥書、申し出づるの処、一昨日、之を下さる。其の子細、畏まり申すの趣、之を申し入る。」抑そも、^⑪章長朝臣、^⑫正下四位の事、去年、望み申す所と雖も、^⑬三ヶ年にて加級の事、過分なるかの間、抑へ留む。近日、勅許の処、猶ほ^⑭去年の宣下に為すべきの由、頻りに望み申すの由、之を仰せらる。近年の人々の昇進、早速の間、諸人、鷹揚の志有るか。之を為すこと如何。」勅語に云はく、「^⑮去んぬる五日より、^⑯兼俱卿に仰せて^⑰斎場所に於いて^⑱御祈りを修せらる」と云々。」又、「先年、^⑲内侍所の旧き唐櫃、取り離ち、置き奉るの処（兼俱卿の意見なり）、^⑳先皇、御夢告に依り、元のごと

く之を置かる」と云々。奇代の事なり。」今夜の当番、三人、之に候す。」

^②一昨日六番、^②政顯卿・^②守光朝臣^④、^④昼夜、近臣の□□候する無き間、事有るなり。」

①霧れ 平声の「晴」とは平仄の違いのみ。②資直 富小路資直（？～一五三五）。俊通（十三日条）男。雀輕子と称す。多くの歌会に連なり、実隆・道堅・公条などの同時代歌人と親交を深め、晩年には十市遠忠の歌道師範としても活躍。古典籍の書写にも積極的だつた。歌集『從三位資直卿百首』など。③象戯 将棋。④師富朝臣 七日条。押小路師富。⑤晚浪「晚餐」に同じ。十二日条参照。⑥民部卿 七日条。下冷泉政為。⑦姉羽 七日条。姉小路済繼。

⑧公条朝臣 三条西（藤原）公条（一四八七～一五六三）。実隆次男。時に十八歳。文亀二年三月右近衛中将、同三年二月正四位下、永正二年五月藏人頭、永正四年四月参議、九月從三位（補任）永正四年尻付）。天文十年（一五四二）正月内大臣（三条西家の極官）、同十一年三月右大臣。同十三年二月、祖父や両親の墓のある一尊院で出家。法名は仍覚、法号称名院。連歌名は蒼。文亀三年重陽の公宴御会に初めて和歌懐紙を進上。父から『古今集』『伊勢物語』『源氏物語』の伝授を受け、和歌・古典・故実に通じ、後奈良天皇・正親町天皇の師範として活躍。能登守護畠山義総の求めで成つた『源氏物語細流抄』は、父の講義の記聞。著書に『台記』を抜粋した『宇槐記抄』、紀行『吉野詣記』など。家集『称名院集』。

⑨三間庇 内裏の特定の部屋を指す。常の御所の東の部屋か。十一日条参照。

⑩佐跡の御奥書 「佐跡」は三蹟の藤原佐理の筆跡。実隆が、その奥書執筆を天皇に願い出て、一昨日七日に賜つたことについて、書状に加え、ここでも礼を奏した。二月二十三日至二十五日条の紙背は、実隆宛の女房奉書の折紙で、天皇が月次和歌の題を公条にも出した「この月の御題めでたく中将殿へも出され候よし申とて候／かしこ」である（二十四日条に公条が初めて公宴短冊詠進の記事）。その折裏に、佐跡に歎感あつて、奥書に宸筆を染め勝仁と署名されたことを稀とし、深謝し家宝とすることを奏した、自らの書状の写しがある。⑪章長朝臣 高辻（菅原）章長（一四

六九（一五二五）。長直男。時に三十六歳、従四位上、文章博士。後柏原天皇の御会等に参加し活躍。『後法興院記』文明十六年（一四八四）正月二十一日条では、月次和漢会で執筆を務めた章長を、記主近衛政家が「器用者也。菅孺再興歟」と称賛。また本年五月十一日至十四日条紙背の長直書状では、男章長を公条の「御学友に進上候」とある。

⑫正下四位 正四位下に同じ。⑬三ヶ年にて加級の事 章長は、明応三年（一四九四）十二月正五位下、同六年十二月従四位下、同十年（＝文亀元年）正月従四位上。⑭去年の宣下に為すべきの由 『補任』永正四年尻付にも、「文亀三年十二月廿九日叙正四位下」とある。⑮去んぬる五日 干支は丁酉。神事吉日のうち下吉日の一つ（『吉日考秘伝』）。

⑯兼俱卿 吉田（ト部）兼俱（一四三五（一五一））。吉田神社の祠官。時に七十歳、従二位、神祇大副・侍従（『補任』）。兼名男。吉田神道（唯一神道）の創唱者。東常縁・宗祇ら歌学家との交流も深く、『八雲神詠秘訣』の創説・伝授など歌学秘伝に深く関与する。『中臣祓』『日本書紀』神代巻の講釈をしばしば開催。

⑰斎場所 吉田神社にある吉田神道の神殿。八角形。日本最上神祇斎場所。斎場所太元宮。⑯御祈り 十一日条の「諸災消除の祭」。

⑲内侍所 別名「賢所」。神鏡を祭る所。室町時代から神鏡は内裏の春興殿（日華門の北、紫宸殿の東南東）に安置されたので、同殿を「温明殿」とも「内侍所」とも呼ぶようになった。神樂が恒例。

⑳先皇 後土御門天皇。

㉑昨日 二月七日。㉒政顯卿 勸修寺（藤原）政顯（一四五二又は五四（一五二二）。教秀男。姉妹の藤子が、政顯第で後柏原天皇の第二皇子（後奈良天皇）を生む。時に五十一歳、従二位、權中納言（『補任』）。のち加賀在国で薨去。

㉓守光朝臣 広橋（藤原）守光（一四七一（一五二六）。町^{まち}広光（十五日条）男、兼顯養子。時に三十四歳、正四位上、蔵人頭・左中弁（『補任』永正二年尻付）。『守光公記』がある。㉔昼夜、近臣の口口候する無き間、事有るなり「一昨日」実隆は参内していない。「有事」は、本日条の前出の「一昨日」を踏まえると、事件ではなく佐跡の

ことか。

十日壬寅寅雨降、吉曜之間青侍森弥次郎_{平盛定云々}一人新参、宮内大輔重興日來不仕之間、自今日可停止出仕、諸大夫一人如小生者重種構猶子可召進之由、以愚狀申付了、明朝可候奏事始之間、入夜行水、潔斎、

〔註釈〕

十日、壬寅。雨降る。」^①吉曜の間、^②青侍あをざむらひ ^③平盛定と云々。^④森弥次郎森盛定云々一人、新参。^⑤宮内大輔しげおき重興、^⑥日來ひごろ、仕へざるの間、今日より出仕を停止すべし。^⑦諸大夫一人、^⑧小生のごとき者、^⑨重種、^⑩猶子と称し、召し進すべきの由、愚狀を以て、申し付け了んぬ。明朝、^⑪奏事始に候すべきの間、夜に入り、行水、潔斎す。」

①吉曜 「吉日」に同じ。本日の干支は「壬寅」で暦注の大明日だいみょうにちの吉日。十二直は「除」。共に陰陽道書『吉日考秘伝』の「謁見貴人吉日第三十二」にもあり。②青侍 身分が低く年の若い侍。十一日条39「長谷河与次」註参照。

③平盛定 未詳。二名が小字双行で挙げられているが、新参は一名のはず。「一」は「二」の誤りの可能性もあるが、盛定は本日条のみ。④森弥次郎 三条西家の青侍。本年十一月四日至六日条紙背折紙は、「鯉」進覧の取り次ぎを依頼する越前守神余昌綱かなまらまさつなの書状で、永正二年八月七日・八日条紙背折紙にも、「御折紙、謹而拝見仕候。抑色紙并両

卷、早々被ひ遊下ゆうげ候、畏懼無な極候。必々以ひ參上さんじょう、可こレ令れい申由、可こ有う御披露ごりゅう候。恐々謹言ごんげん、神余じんよ、即剗そくば、昌綱くわ（花押）／森弥次郎殿」とある。⑤宮内大輔重興 藤原重興。三条西家の家司。文亀二年八月二十日条「前中務大輔重種、正五下、任ま左京權大夫。大夫將監重興、從五上、任ま宮内大輔。去十三日申しん之。宣下、件日也。口宣案、昨夕送おもて之。今日下し之了」。本日解雇されたかのようだが、永正二年にも種々働いており、同三年四月二十二日条「重興、申しん暇。其間事、不れ能れ記矣」のあと、同五年十一月二十七日辛酉条「重興じゆきょう子五歳、為ま重種朝臣子、可こ奉公ほうこう之由、

昨日申レ之。今日出仕。携_二一荷_一兩種。器量可_レ然者也』によると、彼の男子が重種の子として奉公を始めた。⑥諸大夫 当時の家格の一つ。⑦小生 若造。⑧重種 中沢（藤原）重種。三条西家の家司。左京権大夫。のちに従四位下（永正三年二月九日・十日、同七日・八日条紙背文書）。⑨猶子と称し 校訂に従う。「猶子にして」の意か。⑩奏事始 十一日条参照。

十一日癸_卯天晴、及晚雨降、入夜風吹、早朝行水、修祓、則著衣冠_{重大帷持笏}、參内、神宮奏事始也、於議定所有此事、頭右中弁_{神宮奉行職事}付目録之間持参之、著円座読申、注左、則退出、奏事目録早調之付進上之、有召問參常御所庇、賜御盃、_{新内侍取酌}予飲了賜賢房朝臣、則退帰、内宮櫨御馬解状到来、写留之、御拝以後内々申入之、參三間庇令披露之、先問例於官、其後可有御沙汰之由勅答、兼又去年□月三日事也、于今注進遲々如何哉之由可相尋之由、被仰下之、条々仰含右中弁了、詣内侍所心念祈請、則「」

文亀四年二月十一日賢房奏_{侍從大納言}

祭主伊忠朝臣申造替事、

神領再興事、

荒木田神主守世叙爵事、

仰可_{令宣下}

御馬事次第解、此正印文書以下被留御所了、

皇太神宮神主

注進可早被経次第上奏、任先例被牽進当宮櫨御馬事、

右當宮櫨御馬今月三日令直給之條驚存者也。□先例不曰可被牽進、今御代始折節、件御馬闕如太以不可然、雖為片時難被打置、以夜繼日、為被引進、註進言上如件、以解、^(往)

文龜三年十二月 日大内人正六位上荒木田神主行久上

禰宜從四位下荒木田神主守朝

禰宜正五位下荒木田神主守則

從五位上 守誠

禰宜從五位下荒木田神主守晨

守兼

守武

守幸

守保

氏秀

経長

皇太神宮櫨御馬去年十二月三日令直給之由、禰宜等正印注進到来候、可被牽進件御馬之旨、可令申上給、恐々謹言、

正月廿日

神祇權大副判

進上 新四位史殿

進上

祭主伊忠朝臣書狀一通、

右進上如件、

正月廿日

左大史小槻時元

進上 頭右中弁殿

今朝兼俱卿御祈結願、

諸災消除祭、自去五日於斎場所行之云々御撫物返上之、珍重々々、

昼間梵光侍者來、伯二位、左衛門尉、右大弁宰相等來臨、武田子息昨日元服_{云々}、

元修西堂來談、

今日就丹波桐野河内苧公事々差下長谷河与次於丹州了、

〔註釈〕

十一日、癸卯。天晴れ。晩に及び、雨降る。夜に入り、風吹く。」早朝、行水し、^①修祓す。則ち衣冠を著し^②大帷^{かたびら}を重ね、笏を持つ、参内す。」^③神宮奏事始なり。^④議定所に於いて、此の事有り。^⑤頭右中弁^⑥神宮奉行の職事[、]、^⑦目録を付するの間、之を持参し、円座に著きて読み申す^{（左に注す）}。則ち退出す。^⑧奏事の目録、早く之を調べて付し、之を進上す。召し有るの間、^⑨常の御所の庇に参り、御盃を賜はる^{（^⑩新内侍、酌を取る）}。予、飲み了る。賢房朝臣に賜はり、則ち退帰す。」^⑪内宮櫻^{れき}の御馬の解状^{げじやう}、到来す。之を写し留む。^⑫御拝^{ごはい}以後、内々に之を申し入る。三間庇に参りて、之を披露せしむ。先づ例を^⑬官に問ひ、其の後、御沙汰有るべきの由、^⑭勅答あり。兼ねて又、^⑮去んぬる年□月三日の事なり。今に注進、遅々たるは如何やの由、相ひ尋ぬべきの由、之を仰せ下さるるの条々、右中弁に仰せ含め了んぬ。

^⑯内侍所に詣で、心念祈請し、則ち「」。

❶文龜四年二月十一日、賢房奏す。〈^⑯侍従大納言〉。

祭主伊忠朝臣、造替を申す事。〈仰す、早く其の沙汰を致すべし。〉

神領再興の事。

〈仰す、武家に仰せらるべし。〉

^⑯荒木田神主守世叙爵の事。

〈仰す、宣下せしむべし。〉

御馬の事の次第の解、此の正印文書以下、御所に留められ了んぬ。

❷皇太神宮神主

注進、早く次第を経て上奏せられ、先例に任せて当宮の櫨の御馬を牽進せらるべき事。

右、当宮の櫨の御馬、今月三日に^⑯直らしめ給ふの条、驚き存する者なり。先例に任せ、^⑯不日、牽進せらるべし。

今、^⑯御代始めの折節、件の御馬の闕如、太だ以て然るべからず。片時たりと雖も、打ち置かれ難し。^⑯夜を以て日に継ぎ、引進せられんが為、註進言上すること、件のごとし。以て解す。

文龜三年十二月日 ^㉓大内人正六位上^㉔荒木田神主行久 〈上る〉

禰宜從四位下荒木田神主守朝 (中略)

^㉕守武 (中略)

経長

❸皇太神宮櫨の御馬、去んぬる年十二月三日に直らしめ給ふの由、禰宜等の正印注進、到来し候ふ。件の御馬を牽進せらるべきの旨、申し上げしめ給ふべし。恐々謹言。

正月二十日

^㉖神祇権大副 〈判〉

進上 ^㉗新四位史殿

④進上

祭主伊忠朝臣 書状一通。

皇太神宮櫛宣等、櫨の御馬を申す事 〔本解に副ふ〕。
右、進上、件のごとし。

正月廿日

左大史小槻時元
をづき

進上 頭右中弁殿。」

今朝、兼俱卿の御祈、結願す 〔諸災消除の祭、去んぬる五日より、斎場所に於いて之を行ふと云々〕。御撫物、之を返上す。〔珍重、々々。〕

昼の間、〔³⁰梵光侍者、來たる。〕〔³¹伯一位・³²左衛門尉・³³右大弁宰相等、來臨。〕〔³⁴武田の子息、³⁵昨日元服すと云々。〕
〔³⁶元修西堂、來談す。〕

今日、〔³⁷丹波桐野河内の³⁸苧^{からむしくじ}公事の事々に就き、³⁹長谷河与次を丹州^{たんじゅう}に差し下し^{了んぬ。}〕

①修祓

自ら祓を行つた。②大帷 麻布製で单。ここでは、神事である奏事始の潔衣として、衣冠の上に重ねた。

明応六年（一四九七）二月四日条の神宮奏事始では、「著^二直衣^一」〔大帷、指貫。可^レ用^二下袴^一之処、難^レ得^二上括^一。頗^{りやう}聊爾之儀也〕。③神宮奏事始 天皇が神宮に関する政務を見る儀式。神宮伝奏が神宮の造営・神官の補任・官位などを奏上し、裁可を得た。この時の神宮伝奏は実隆。室町期頃から慣例化され、近世では年頭正月十一日に定着〔嘉永年中行事〕正月）。後掲①の「内は裁可の内容で、左傍に二字上から小字で記入されているが、便宜的に下に移した。

④議定所 公卿が政治に関する事を評定する所。後醍醐天皇が元亨年間（一三二一～二四）に設置。清涼殿の西南側。⑤頭右中弁 八日条。万里小路賢房。⑥神宮奉行の職事 幕府の神宮奉行職ではなく、朝廷の神宮関係を担

う藏人頭。⑦目録を付するの間 頭弁賢房が目録を付けたので。ここでの「目録」は、神宮が天皇に奏上する事柄を箇条書きにしたもの。①の「」以外の部分。⑧奏事の目録、早く之を調へて付し、之を進上す「」を加えた①を天皇に奉つたか。⑨常の御所 天皇が日常いる所。清涼殿の北側中央西寄り。⑩新内侍 高倉（藤原）継子（一四八〇～一五二七）。永継女。時に二十五歳。文龜三年十月二十九日、後柏原天皇の第四皇子（道喜）を出産。⑪内宮櫨の御馬の解状 「櫨」は厩。②がこの解状の写し。⑫御拝 天皇が毎朝、清涼殿で神宮・内侍所などを拝する儀。⑬官 太政官。具体的には後出の小槻時元。⑭勅答 天皇が答える、天皇に答えるの両義あり。ここは前者。十七日条「勅問」の逆。天皇が、先例を官に尋ね、その後に沙汰すべきだと答えた。⑮去んぬる年□月□日⑯に「去年十二月三日」とあり。欠損部は「十二」又は「極」。⑯内侍所 九日条。⑰侍従大納言 実隆。⑯荒木田 伊勢皇大神宮（内宮）に奉仕してきた神主家。⑲直らしめ給ふ 「直る」は亡くなる。内宮の神馬なので敬語を用いた。⑲不日 読みは「ふじつ」又は「ひあらず」。幾日もたたないうちに。すぐに。⑳御代始め 改元。文龜元年十月一日・二日紙背の三条実香書状「誠以代始之儀」、一向見所之様候之条、口惜存候。辛酉革命により一月に明応から文龜に改元した。㉑夜を以て日に繼ぎ 休むことなく物事を続けること。『晋書』車胤伝「以夜、繼日焉」が典拠。『内宮臨時仮殿遷宮記』『内宮禰宜荒木田守晨引付』等でよく用いられており、内宮に関する文書での定型表現。㉒大内人 伊勢神宮などで供御くわいを司つた神官。禰宜の下。㉓荒木田行久 ②の解状を都にいる祭主伊忠に奉つた。㉔守武 荒木田守武（一四七三～一五四九）。守秀男。内宮神官。時に三十二歳。従五位下・禰宜の一人。連歌をよくし、『新撰菟玖波集』に一句入集。歌集に『守武千首』。㉕神祇權大副 八日条。藤波伊忠。②を受け取り、㉖の書状を時元に出した。㉗新四位史 小槻時元（生没年未詳）。左大史。㉘を受け取り、㉙等を賢房に提出した。明応期頃（一四九二～一五〇〇）より、「時元宿禰」として『元長卿記』『実隆公記』に登場。㉚御撫物 「諸災消除

の祭」に用いた天皇の御衣。^{おんぞ}「諸災」の中心は火災か。②⁹珍重 素晴らしい、結構などの意。ここは、「結願」に対する感想か。

⑩梵光侍者 相国寺の禅僧。『実隆公記』に十四日条の得航らと共に度々登場。文亀三年六月十三日条「及^レ晚、四宮四郎右衛門子息僧、梵光侍者〈相国寺僧〉、携^レ樽、來。玄清・得航等、來会之間、相^二招四郎右衛門尉」

之処、則來」、本年八月一日条「梵光藏主、携^二荷、來」。「侍者」は、禅宗で師僧の雜務に当たる僧。「藏主」は、禅宗で經藏を司る僧、又は単に僧。

⑪伯一位 白川忠富（一四二八～一五一〇）。雅兼王次男。時に七十七歳、正一位、非參議・神祇伯（『補任』）。『忠富王記』記主。

⑫左衛門尉 六日条。栗屋親榮。

⑬右大弁宰相 中御門（藤原）宣

秀（一四六九～一六三二）。宣胤男。時に三十六歳、從三位、參議・右大弁、三月二十九日任權中納言（『補任』）。

⑭昨

武田の子息 武田元光（？～一五五一）。元信次男。被官栗屋親榮により主家の元服の情報がもたらされた。

⑮昨日

十日壬寅の大明日。『吉日考秘伝』「加冠吉日第二十九」にも壬寅あり。

⑯元修西堂 月江元修（一四四二～一五

〇八）。「月江」又は「修首座」とも。南禅寺の僧。後柏原天皇の月次会のほか、和漢聯句・連歌の御会へも出座。

朝倉尚「禁裏連句連歌御会と禪僧——文明後半・長享・延徳・明応期を中心として——」（金子金治郎博士古稀記念論集編集委員会編『連歌と中世文芸』、角川書店、一九七七年、二六四～二六七頁）に項目あり。

⑰丹波桐野河内

丹波国船井郡。南北

朝期から戦国期に見える地名で、『実隆公記』に散見。明応六年（一四九七）九月二十九日条「自^二桐野河内、片山加賀守苧公事代官、筵甘枚、為^二年貢^一運送。柿・松茸等、送^レ之」。

⑲苧公事の事々 「公事」は雜稅・夫役。「あをそ

（青麻・青苧）」は、麻の粗皮をはいで水によく晒し細かく裂いた物で、苧^{ちよま}ともいう。衣料として需要があつた。

中世以降の產地としては越後国が最も有名（越後上布）。青苧を扱う天王寺の「青苧座」の本所料が、三条西家の財源の一つだった。その徵収は実隆を悩ませ、丹波・美濃などに苧公事代官を派遣し、若狭の小浜では守護の力を借りて入港する苧船への賦課にも努めた。『人物叢書』及び小野晃嗣「三条西家と越後青苧座の活動」（『日本中世商業史の研究』

法政大学出版会 一九八九年）に詳しい。⑨長谷河与次 三条西家の青侍。本年閏三月一日条「差下青侍男長谷河与次」。

十二日_辰 天晴、風烈雪散、余寒甚、聯輝軒御所望連歌百韻合点了、及晚依招引向伯二位許、有晚食、戸部卿父子、甘黃、姉羽、亭主父子請伴、竹田法印入夜來、盃酌數巡有興、

〔註釈〕

十二日、甲辰。天晴る。風烈しく、雪散る。①余寒甚し。」②聯輝軒、御所望の連歌百韻、③合点し了んぬ。」晩に及び、招引に依り、④伯二位の許_{もと}に向かふ。晩食有り。⑤戸部卿父子・⑥甘黃・⑦姉羽・⑧亭主父子、⑨請伴す。」⑩竹田法印、夜に入り、來たる。盃酌數巡、興有り。」

①余寒 本年の立春は正月十二日。

②聯輝軒

就山永崇（一四六二～一五〇八）。時に四十三歳。伏見宮貞常親王の王子。足利義政猶子。漢詩文・連歌・聯句など諸芸に秀で、御会にも出座した。聯輝軒は万松軒と同じく相国寺内。

③合点

和歌・連歌等の良しとするものに点を付けること。

④伯二位

十一日条。白川忠富。

⑤戸部卿父子

七

日条の下冷泉政為と男為孝（一四七五～一五四三）。為孝は後年、播磨に在国し出家。歌道家だが歌壇の中心には参画せず、伝存する和歌作品も断片的。

⑥甘黃

甘露寺（藤原）元長（一四五七～一五一七）。親長次男。実隆の母方の

従弟。のちに公条の岳父。薨年七十一（『一永記』『言繼卿記』等）。時に四十八歳。従二位、権中納言（補任）。『元長卿記』記主。御会への参加も多く、作品は『公宴続歌』に多数所収。「黄」は中納言の唐名、黄門。

⑦姉羽 七日条。

姉小路済繼。

⑧亭主父子

ここでは白川忠富と猶子雅業。

⑨請伴

「相伴」に同じ。

⑩竹田法印

竹田定盛（一

四二一～一五〇八）。医師。時に八十三歳。禁裏や将軍家に勤め、実隆の主治医でもあった。和歌や謡曲を嗜み、能

「善界」の作者とされる。長享三年（一四八九）五月二日条「和剤方指南、竹田法印定盛、講之」。「貞盛法印」も、同二十二日に禁裏で同じ北宋『太平惠民和剤局方』の「指南總論」を講釈し、文亀三年八月二十四日には二十四考の一人「閔子騫の事」を「猿樂」に作るよう相談し、実隆が「老者の命」なので背けないと記すことなどから、同一人物であろう。十四日条参照。大鳥壽子『醫師と文芸 室町の醫師竹田定盛』（和泉書院、二〇一三年）に詳しい。

十三日乙巳
雪散余寒甚
晴、俊通三位来、甘黃來臨、有象戲、勸暑薯蕷
薯蕷湯預湯閑談、粟屋左衛門尉来、斎藤大和来、明榮寺朝首座東海事有相
談之旨、

今日北政所被歸南陌、一荷兩種被携之、

〔註釈〕

十三日、乙巳。晴れ。①雪散る、余寒甚だし。②俊通三位、來たる。③甘黃、來臨。象戲有り、④薯蕷湯を勧め、閑談す。⑤粟屋左衛門尉、來たる。⑥斎藤大和、來たる。⑦明榮寺の⑧朝首座東海の事、相談の旨有り。」

今日、⑨北政所、⑩南陌に歸らる。一荷兩種、之を携へらる。」

①雪散る、余寒甚だし 「雪散余寒甚」は、「晴」以下の右傍に小字で記入。②俊通三位 富小路俊通（？）一五
三。姓は源、のち藤原と改め一條家支流を称して富小路家を興す。編著に『三源一覧』。はじめ九条家に諸大夫として仕える。文亀三年、從三位。但し『補任』に見えない。③甘黃 十二日条。甘露寺元長。④薯蕷湯 芋粥か。
「薯蕷」は長芋。⑤粟屋左衛門尉 六日条。粟屋親榮。⑥斎藤大和 大和守斎藤元右もとすけ（基祐）。⑦明榮寺 大徳
寺の塔頭。⑧朝首座東海 東海宗朝。『首座』は、禪宗で修行僧中の首席にある者。「長老」（住持）の次位。実隆は多く、僧名二字のうち一字十役職（首座・蔵主・侍者など）で表記している。当時の僧の一覧は、末柄豊「室

町時代公家日記禅僧人名索引稿」（東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二二・五『日本中世の「大學」における社会連携と教育普及活動に関する研究』）参照。⑨北政所 実隆長女保子。九条尚経（一四六九～一五三〇）の正室。尚経は、時に三十七歳、正二位、関白・氏長者（『補任』）。文龜三年十一月二十九日条「俊通卿、来。予息女、可^レ称^二北政所^一之事、尤有^二其理^一。内々以^二便宜^一可^レ申沙汰^一之由、先日入魂之処、其儀、昨日治定。今朝如^レ形、表^二祝義^一了之由、相語。尤珍重^{々々}」。⑩南陌 「陌」は東西の道。九条を指す。多用される語なので、ここ^レの「北」「南」の対には特に意味は無かるう。

十四日^午晴、先妣月忌、順慶大徳來臨、至今日七ヶ日念誦所作大概終功廻向了、貞盛法印携一桶來、竹田法眼、大隅等來会、一盞有興、光侍者、得航等來、詠歌相談之、愚意分示之了、入夜三条中納言來臨、小番參仕次也、勸一盞雜談、

長谷川与次及晚上洛、小事年貢持來之、筵五枚明日可運送之云々、

〔註釈〕

十四日、丙午。晴れ。①先妣の月忌、②順慶大徳、來臨。今日に至る③七ヶ日の念誦の所作、大概終功し、廻向了了。④貞盛法印、一桶を携へて來たる。⑤竹田法眼・⑥大隅等、來会。一盞、興有り。⑦光侍者・⑧得航等、來たる。詠歌、之を相談す。愚意の分、之を示し了んぬ。夜に入り、⑨三条中納言、來臨。小番參仕の次いでなり。一盞を勧め、雜談す。」

⑩長谷川与次、晩に及び、上洛す。⑪小事の年貢、之を持ち來たる。⑫筵五枚、明日、之を運送すべしと云々。」

①先妣 亡き母。甘露寺房長女。親長の姉妹。実隆十六歳の文明四年（一四七二）十月十四日、鞍馬寺の仮住まいです

死去。享年五十。②順慶大徳 泉涌寺雲竜院の僧。文亀三年八月三十日条「雲竜院僧順慶、來」。③七ヶ日 八日条参照。④貞盛法印 十二日条。竹田法印定盛。⑤竹田法眼 本日条が初見。永正八年五月十五日には吉田四郎兵衛・神余昌綱と共に来て「一盞・雑談」し、同年十月十日には摂津国河辺郡富松莊の年貢（三分の一が三条西家領）の沙汰を引き受けるなどしている。⑥大隅 地方武士。永正五年十一月一日条に「丸七郎左衛門、大隅盛弘」。永正二年六月二十六日条・同四年三月十七日条の「大隅（守）兼清」とは別人。文亀三年以降、頻繁に登場。同じ地方武士の丸七郎（七日条⑨「丸」註参照）との同行が多く、『源氏物語』以外の古典にも関心があつた。文亀三年三月二十三日条「丸七郎・大隅等來。筈木卷所望之間、端聊讀之」、同年六月二十七日条「丸・大隅等來。詠歌大概一反、讀之。依丸之所望也」、同年十月十六日条「今日、乙女卷、讀之。粟屋左衛門尉親榮發起也。丸七郎・大隅・飛彈・久村信濃・大野藤左衛門等、在座」、本年閏三月三日条「源氏物語（若菜上）、講談再興。姉小路・冷泉羽林・光侍者・道堅・丸・左衛門尉（發起）・久村・飛驒・大隅・大野等來」、永正六年三月六日条「大隅發起源氏桐壺卷、讀之。丸、同聽也。大隅携一壺之間、賞翫。相公羽林（四辻公音）、在座」、同年四月十一日条「午時、講伊勢物語。冷泉三位來。杉原伊賀守・師象朝臣・資直・丸七郎兵衛・大隅等來」。⑦光侍者 十一日条「梵光侍者」に同じ。⑧得航 僧。歌人。文亀三年六月十三日（十一日条⑩「梵光」註参照）、七月一日も梵光・玄清と実隆邸に来会。本年三月二十六日条にも「得航、送鶯宿梅。道堅法師、來話。今日常徳院（足利義熙）御忌。無殊御作善之由相語、詠和歌三首令見之。則和遣了」とある。閏三月四日条紙背の義熙忌日の和歌三首は、得航ではなく道堅の作か。⑨三条中納言 正親町三条（藤原）実望（一四六三～一五三〇）。公治男。時に四十二歳、従二位、権中納言（『補任』）。⑩長谷川与次 丹波に派遣されていた青侍。十一日条参照。⑪小事 室町時代には些細な事柄ではなく物。十一日条参照。⑫筵五枚 用途は十八日条に見える。

十五日丁未晴、早朝甘露寺中納言來、粗伝勅語云、仗議事一条前閑白、前左府等申□共以可有延引之由也、仍先至來廿四日延引趣風聞、大略省略一定云々、条々相談之子細等不能記之、

及晚梳髮、

抑皇太神宮御馬事、官不能勘例、纔延德之度儀注折紙送之由、奉行職事申送之間、頗聊爾雖不可然、弥為遲々基之間、則先奏聞、任近例以消息相觸頭人了、

此事内々相談帥卿了

皇太神宮櫨御馬去年十二月三日令直給之由注進候、早任先例可被召進之由、可有申沙汰之旨、被仰下候也、恐々謹言、

二月十五日

実隆

摂津中務大輔殿　　掃部頭殿と書之、忘却之処、報其旨之間、書改遣了、
官折紙如此、

皇太神宮櫨御馬事、延徳二年七月十九日自室町殿被牽進黒毛、云々、近日令直給之由、依公武注進、自禁裏被申入歟、仍被牽進之、送状清筑後守元定調之、頭人摂津掃部頭加草名云々、

時元上

入夜念誦、読經等励懇志、今日當番昼夜公条朝臣候之、重治卿、為學朝臣參入云々、
糸迦捧物一種鉄公条朝臣持參、扇一本拝領退出

〔註釈〕

十五日、丁未。晴れ。」早朝、^①甘露寺中納言、來たる。粗勅語を伝へて云はく、「^②仗議の事、^③一条前閑白・^④前左府等の申す詞、共に延引有るべきの由を以てなり。仍りて先づ來たる廿四日に至り、延引の趣を風聞す。大略省略、

「一定」と云々。条々相談の子細等、^⑤之を記すこと能はず。」

晩に及び、髪を梳く。」

抑そも、^⑥皇太神宮の御馬の事、官、例を勘ずる能はず。纔に^⑦延徳の度の儀、折紙に注し之を送る由、^⑧奉行の職事、申し送るの間、頗る^⑨聊爾なり。然るべからざると雖も、^⑩弥いよ遅々たる基と為るの間、則ち先づ奏聞し、近例に任せ、^⑪消息を以て、^⑫頭人に相ひ触れ了んぬ（此の事、内々に^⑬帥卿に相談し了んぬ）。

① 皇太神宮の櫨の御馬、去年十二月三日、直らしめ給ふの由、注進し了んぬ。早く先例に任せ、召し進ぜらるべきの由、申し沙汰有るべきの旨、仰せ下され候ふなり。恐々謹言。

二月十五日

実隆

^⑭ 摂津中務大輔殿 ^⑮ 掃部頭殿と之を書く。忘却の処、其の旨を報ずるの間、書き改め、遣はし了んぬ。」

官の折紙、此くの^ごとし。

② 皇太神宮の櫨の御馬の事、延徳二年七月十九日、室町殿より牽進せらる（黒毛）、と云々。近日、直らしめ給ふの由、公武に注進に依り、禁裏より申し入れらるるか。仍りて之を牽進せらる。送状、^⑯ 清筑後守元定、之を調へ、頭人摂津掃部頭、^⑰ 草名を加ふ、と云々。

時元へ上^{たてまつ}る

夜に入り念誦・読経等、懇志に励む。」今日の当番、昼夜、公条朝臣、之に候す。^⑮ 重治卿・^⑯ 為学朝臣参入すと云々。」

^⑰ 釈迦の捧物一種（鉢）、公条朝臣、持參す。扇一本、拝領し、退出す。」

① 甘露寺中納言 十二日条。甘露寺元長。 **② 仗議の事** 公卿会議の内容。ここは改元について。 **③ 一条前関白**

一条（藤原）冬良（一四六四～一五一四）。兼良男。時に四十一歳、従一位、前太政大臣・前関白（『補任』）。実隆らと

共に『新撰菟玖波集』編纂に関わり、序文を執筆。④前左府 九条（藤原）政基（一四四五～一五一六）。満教男、尚経父。時に六十歳、従一位、前左大臣・前關白・准三宮（補任）。⑤之を記すこと能はず 改元の評議を延期せたり簡略化させたりする摂家を一人で批判したか。⑥皇太神宮の御馬の事 十一日条参照。⑦延徳の度の儀 ②の時元の折紙（官の勘文）に挙げられた、延徳二年（一四九〇）七月十九日の足利義材による黒馬献上の際の次第。

⑧奉行の職事 十一日条。万里小路賢房。⑨聊爾 いい加減。ここでは、②で挙げられたのが、直近の一例のみであることに対する批判。内宮の神馬斃死は、他に例えれば文明十九年（一四八七）二月の例がある。⑩弥いよ遅々たる基と為るの間 勘申のやり直しをさせると一層遅れる原因となるので。⑪消息 ①の実隆書状。⑫頭人 幕府の政所などの長官。ここは摂津政親。⑬帥卿 町（藤原）広光（一四六九～一五〇四）。藤光男。時に六十一歳、正二位、前権中納言・大宰権帥（補任）。本年二月十六日至十八日条の紙背は、実隆が送った①の政親宛書状の案文に広光が書き加えたものと、広光自身の書状。⑭摂津中務大輔殿 摂津政親。之親男。室町幕府奉公衆。文亀二年二月十五日条「抑、神宮禰宜事、御執奏之儀、摂津中務大輔、示_レ送之、以_レ使者申_レ之」。⑮掃部頭殿 政親の前職。

明応七年（一四九八）五月二日条「摂津掃部頭、來」。紙背の書状案では、「掃部頭」を消し「中務大輔」に修正。②は延徳二年の例なので、「頭人摂津掃部頭」でよい。⑯清筑後守元定 清原元定。室町幕府奉公衆で、有職に通ずる。⑰草名 草書体の署名。⑱重治卿 田向（源）重治（一四八八～一五三五）。時に五十四歳、従一位、権中納言（補任）。後柏原天皇の和歌・和漢御会に度々出座。⑲為学朝臣 五条（菅原）為学（一四七二～一五四三）。時に三十三歳。和歌・和漢御会に度々出座し、執筆も務めた。のちに文章博士として知仁親王に『古文真宝前集』の講釈を行なう（『後奈良天皇実録』永正九年一月十一日条）。⑳釈迦の捧物 釈迦の涅槃会に際し、捧物として鍊を公条に持たせた。

『実隆公記』では例年、捧物進上と天皇からの下賜が記される。文明十九年二月十五日条「涅槃捧物、奈良刀一、進_レ」

上之。犬箱、狛等、拝領之」。

十六日 申戌 雨降、和漢御会也、仍早朝参内、先依召参御前、仗議間事被仰下、又申入之子細等在之、御会参仕人々、

下官 甘黃 源黃 左兵衛督 濟繼朝臣 章長朝臣 為学朝臣執筆、就山 元修西堂等也、
斜陽程終功退出、

春雨の糸よりとくや花の紐

就山

斯日設梅供

元修

〔註釈〕

十六日、戊申。雨降る。」^①和漢御会なり。仍りて早朝、参内す。」先づ召しに依り、御前に参る。^②仗議の間の事、仰せ下さる。」又申し入れの子細等、之在り。」

御会参仕の人々、

下官 ^③甘黃 ^④源黃 ^⑤左兵衛督 ^⑥濟繼朝臣 ^⑦章長朝臣 ^⑧為学朝臣 ^⑨執筆 ^⑩就山 ^⑪元修西堂等なり。

斜陽の程、終功し、退出す。

春雨の糸よりとくや花の紐

〔就山〕

^⑬斯日設梅供（斯日 梅を設けて供す） 〔元修〕

①和漢御会 禁裏の和漢聯句の会。京都大学和漢聯句研究会編の各書に、該当する会は見えない。
②仗議 十五日
条と同じく改元に関する評議。
③甘黃 十二日条。甘露寺元長。
④源黃 十五日条。田向重治。
⑤左兵衛督

冷泉永宣（一四六三～？）か。永親男。時に四十一歳。同月十七日和歌御会・同月二十五日和漢聯句御会（『元長卿記』）に右兵衛督として永宣の参加が認められるので、「右兵衛督」の誤りであろう。⑥濟繼朝臣 七日条。姉小路濟繼。⑦章長朝臣 九日条。高辻章長。⑥為學朝臣 十五日条。五条為學。⑦執筆 連歌・聯句の会で連衆の出す句を懷紙に記す役。連俳の故実に通じ能筆の者、年少の者の役。為學は参加者中最年少。⑩就山 十二日条。聯輝軒。就山永崇。⑪元修西堂 十一日条。月江元修。⑫春雨の糸よりとくや花の紐 発句。「春雨」は冬から春への移行期に降り、植物の生長を促すものとして詩歌に詠まれる。ここでは、当日に雨が降っていたことから、仲春二月だが「春雨」を用いて初春を詠んだか。「糸」「より」「とく」「紐」は縁語。糸のように降る春雨によつて花が咲く様と、紐が解ける様を重ねる。「青柳の糸よりかくる春しもぞ乱れて花の綻びにける」（『古今集』春歌上・二六・歌奉れと仰せられし時によみて奉れる・貫之）、「伏して思ひ起きてながむる春雨に花の下紐いかにとくらん」（『新古今集』春歌上・八四・題不知・よみ人不知）。⑬斯日設梅供 春雨に促されて花が開いたとの詠を受け、春雨が今日のために梅花を咲かせ御会に供えたのだと詠じる。前句の本歌『新古今集』歌の上句には、『伊勢物語』第二段「起きもせず寝もせで夜をあかしては春の物とてながめ（長雨）暮らしつ」のほか、同じく高子章段である第四段の地の文「梅の花盛りに去年を恋ひて行きて、立ちてみ、ゐてみ見れど、去年に似るべくもあらず」も想起される。初春という季節の設定に加えて、後者も「梅」を導いたか。また再三、余寒の厳しさが記されており、実際に初春のようでもあつた。いずれにしても御会の開催を寿ぐ一句。韻字「供」は上平声第一「冬」韻、平仄は○●●○○。

十七日酉己 晴、朝間雨、新大典侍被詣内侍所、又可詣御靈、北野、供事被相語之間、遣青侍了、午時青女向新大典侍局、当年初度也、一荷両三種携之、予同被招引之間罷向、有一盞事、勾当内侍謁予被談云、新大典侍著帶事、就吉方於伯

二位許可有此事、其仁体可為如何哉、新典侍可然哉如何云々、尤可然之由申了、

抑伯二位入来、經鄉卿老病危急也、賢房朝臣著服事可為如何様哉之由勅問之間、只以伯父輕服可然之由申入了云々、予尤同心也、其次談云、懷妊人五ヶ月以後不詣神前事也、今朝新大典侍無左右被參、無御尋口不及力、不可然之由称之、世俗皆著帶以前不憚之由存之、仍如此歟、向後尤可存知事也、又御帶加持事青蓮院准后可有申沙汰之由領狀云々、珍重々々、

栗屋左衛門尉來、八雲抄銘書之、彼感得之八雲抄第二卷有余分、仍予取之、可沙汰続之由存之、自愛也、

〔註釈〕

十七日、己酉。晴れ。朝の間、雨。」^①新大典侍、^②内侍所に詣でらる。又、^③御靈・北野に詣づべき供の事、相語らはるるの間、^④青侍を遣はし了んぬ。」午の時、^⑤青女、新大典侍の局に向ふ。當年初度なり。一荷両三種、之を携ふ。予、同じく招引せらるるの間、^⑥罷り向かふ。一盞の事有り。」^⑦勾当内侍、予に謁し、談らはれて云はく、「新大典侍の^⑧著帶の事、^⑨吉方に就き、^⑩伯二位の許に於いて、此の事有るべし。其の^⑪仁体、如何に為すべきや。」^⑫新典侍、然るべきや、如何」と云々。尤も然るべきの由、申し了んぬ。」

抑そも、伯二位、入来。「^⑬經鄉卿の老病、危急なり。^⑭賢房朝臣著服の事、如何様に為すべきやの由、勅問の間、只、伯父を以て^⑮軽服然るべきの由、申し入れ了んぬ」と云々。予、尤も同心なり。」其の次いでに談らひて云はく、「^⑯懷妊の人、五ヶ月以後、神前に詣でざる事なり。今朝、新大典侍、左右無く参らる。御尋ね無く、力及ばず」。然るべからざるの由、之を称す。世俗は皆、著帶以前は憚らざるの由、之を存す。仍りて此くのごときか。向後、尤も存知すべき事なり。」

又、^⑰御帶の加持の事、^⑱青蓮院准后、申し沙汰有るべきの由、^⑲領狀すと云々。珍重々々。」

^②栗屋左衛門尉、來たる。②『八雲抄』の銘、之を書く。彼の感得の『八雲抄』、第二巻、余分有り。仍りて予、之を取る。②続きを沙汰すべきの由、之を存す。③自愛なり。』

①新大典侍 勸修寺（藤原）藤子（一四六四～一五三五）。教秀女。後奈良天皇他の母。実隆室の妹又は姉。時に四十歳。文明十八年（一四八六）に女子（覚鎮女王）、明応二年（一四九三）九月二十五日、第一皇子を出産（十日後に夭折）。本年四月二十一日、第五皇子（尊鎮親王）を出産。②内侍所 九日条。③御靈 上御靈かみごりよう神社と下御靈神社があるが、北野社に近いのは前者。④青侍 十日条参照。⑤青女 年齢が若く世慣れない女、身分の低い女を指すが、ここは自分の妻の卑称。実隆室は勸修寺教秀三女で、後土御門天皇後宮の房子は姉、藤子は妹又は姉。公順こうじゅん・公条・桂陽、保子・次女を産む。延徳二年（一四九〇）十月二十日条「今日、依吉曜（己巳の大明日）」、入夜、有青女著帶事、珍重々々。同三年、実隆次女誕生。⑥罷り向かふ「行き向かふ」の謙譲語。出向く。⑦勾当内侍 東坊城（菅原）松子（一四四一～一五一九）。益長女。時に、六十三歳。⑧着帶 懐妊五箇月の吉日に腹帶を付ける儀式。辛亥も大明日の吉日。院政期の『陰陽略書』「択日吉凶」の「妊者着帶」には、十二直の「満・平・定・成・開」も挙げられており、十九日は成でもあつた。⑨吉方 『陰陽博士安倍孝重勘進記』「産間雜事日」の「産婦向方」に「天道」が挙げられ「二月（西南）」とあるほか、「如着帶向方、生氣・養者、天徳・月徳・月空等方中、不_レ當_二禁忌_一之方、可_レ用_レ之」ともある。妊娠婦が向くのではなく、禁裏から吉方に当たる公家の邸宅で着帶の儀を行うという違いがあるが、「吉方」自体は、これらのいずれかであろう。⑩伯一位 十一日条。白川忠富。⑪仁体 人を丁寧にいう語。お人、お方。⑫新典侍 四日条。庭田源子。⑬経郷卿 勸修寺（藤原）経郷。経成男、教秀の弟。時に七十三歳、從二位、前権中納言、「三月十七日卒」（^{マニ}補任）。二十日条に「前中納言経郷卿、去夜逝水」とあるので、十九日卒。⑭賢房朝臣 八日条。万里小路賢房。冬房の猶子だが、勸修寺教秀男で、経郷は叔父。「伯

父」の表記は不審。⑯**輕服** 両親などの「重服」に対す。伯叔の服喪期間は三箇月（喪葬令）。⑯**懷妊の人、五力月以後、神前に詣でざる事なり** 懐妊後の特に「五カ月」以後神事を避けることは、『延喜式』に見えず、『源氏物語』若菜下巻の明石女御懷妊による六条院への退出が早い。「いつ月許にそなり給へれは神わさなどに事つけておはしますなりけり」（宮内庁書陵部蔵本）。実隆は後文によると、藤子が着帯は未だとはいえ懷妊五箇月以上の身で神前に参るのを止められず忸怩たる思いで、今後は注意すべきだと認識していることが、忠富に対する発言から窺える。⑰**御帯の加持** 密教僧による腹帯の加持は、『左經記』万寿三年（一〇二一六）七月五日条の仁海僧都（妊婦は後一条中宮藤原威子、四日着帯）、『中右記』元永二年（一一一九）正月五日条の仁和寺覺助僧正（鳥羽中宮藤原璋子）、『愚昧記』治承元年（一一七七）十一月七日条の醍醐座主乘海（三条実房室）に遡る。東海林亞矢子「平安・鎌倉期の出産儀礼と公武——着帯儀を中心」（倉本一宏編『日文研・共同研究報告書

¹⁹¹ 貵族とは何か武士とは何か』思文閣出版、二〇二四年二月）参照。⑯**青蓮院准后** 青蓮院宮尊応准后（？～一五一四）。二条（藤原）持基男。青蓮院門跡。足利義尚主催『將軍家歌合』（一四八二）をはじめ、禁裏・幕府の歌会や歌合に出席。『実隆公記』別記『室町第和歌打聞記』文明十六年（一四八四）七月二十六日条「青蓮院准后（天台座主尊応）、詠草撰定之（五百首内、百十八、九首、撰出之）」。⑯**領狀** 目上の人への命令を承諾して受け入れること。承知。⑯**栗屋左衛門尉** 六日条。栗屋親榮。⑯**『八雲抄』** 順徳院編の歌学書、全六巻。巻二（作法部）は最も本文の相違が甚しい（久曾神昇『校本八雲御抄とその研究』厚生閣、一九三九年、二七一页）。親榮が思いがけず入手した本に「第二巻」だけ「余分」があつた理由か。実隆は、文明十年二月十八日から御前で『順徳院御集』『八雲御抄』の校合を始め、同十三年二月五日には足利義材の命で「第三末旧冬」の書写を始め（三月三日に終え滋野井教国に校合させた上で進上）、同十八年八月二十三日条や延徳三年（一四九二）九月二十一日至二十四日条紙背に「二冊」「一帖」の貸与が見え、永正五年二月十三日条に自らの校合が見える。彼は古

典籍の「銘」を書く」ともよく頼まれた。永正六年閏八月十一日条「道堅法師、來臨。古今集銘、所望。則書遣レ之」。

㉒ 続きを沙汰すべきの由 他の巻も入手することか。㉓ **自愛** 嬉しい気持ちを表す。

十八日庚戌 天晴、雪散、余寒超例年、匪啻也事歟、行水、念誦如例、

青女密々向鷹司、今度誕生姫君奉見之云々、

徳歎首座來臨、

鋪設ふせつ一帖たて令替面あらわしめん、
自丹波筵五枚一
昨夕所召上也

〔註釈〕

十八日、庚戌。天晴る。雪散る。余寒、例年に超ゆ。①啻あらに匪ひざるなる事か。」②行水し念誦、例のごとし。」

青女、密々に③鷹司に向かふ。④今度誕生の姫君、之を見奉ると云々。」

⑤徳歎首座、來臨。」

⑥鋪設ふせつ一帖たて、替面あらわしめんせしむ（丹波よりの筵五枚、⑦一昨夕、召し上ぐる所なり。」

①啻に匪ざる 「匪啻」は実隆が主に気象・天候の異常を評する際の語。②行水し念誦、例のごとし 「行水、念誦」

の連続は他の日記等の例未見。③鷹司 鷹司（藤原）兼輔（一四八〇～一五五二）。政平男。時に二十五歳、正二位、

権大納言（補任）。④今度誕生の姫君 兼輔女。実隆室が見に行つたのは、兼輔室で姫君を出産したのが正親町三条公治女という関係からか。正親町三条家は、三条西家の本家であり、以前の実隆の武者小路の邸宅は東隣で、親し

い交流があつた（『人物叢書』）。⑤徳歎首座 東福寺の僧。永正二年正月十八日条「徳歎首座、來臨。扇子、被レ惠

之」、同二十一日条「桂陽かつしき喝食、今日歸レ寺（東福寺）。扇一本、遣レ徳歎首座一了」。⑥鋪設 動詞ではなく、敷物を

指す。丹波から届いた筵で、一帖の表面を張り替えた。⑦一昨夕 昨日十六日の夕。十四日条によると十五日発送。

十九日^{亥辛}天晴、道堅法師、玄清、前菅中納言等來話、金山備中入道來、早歌本持來之、早歌一可付其曲、先年室町殿我宿は道わけわぶる人もあらじいくへもつもれ庭の白雪

以此歌早歌可付曲之由被仰之、件歌書入之一曲可草之由所望之間、試染筆了、比興事也、抑今日新大典侍著帶事、於伯二位許有此事、新典侍被結之^{云々}、御帶加持青蓮院准后^{云々}、

〔註釈〕

十九日、辛亥。天晴る。」①道堅法師・②玄清・③前菅中納言等、來話す。」④金山備中入道、來たる。⑤早歌の本、之を持ち來たる。早歌一つ、其の曲を付くべし。先年、⑥室町殿、

⑦我宿は道わけわぶる人もあらじいくへもつもれ庭の白雪

此の歌を以て、早歌に曲を付くべきの由、之を仰せらる。件の歌、之を書き入れ、一曲草すべきの由、所望の間、試みに筆を染めんぬ。⑧比興の事なり。」抑そも、今日の⑨新大典侍著帶の事、⑩伯二位の許に於いて此の事有り。⑪新典侍、之を結ばると云々。御帶の加持、⑫青蓮院准后と云々。」

①道堅法師 岩山道堅（？～一五三三）。第九代將軍足利義尚（一四七三～一四八九）に仕えた後に出家し、名を尚宗^{ひさむね}から道堅に改める。和歌打聞『撰藻鈔』編纂事業では「書手」として参加。作品に『道堅法師自歌合』など。『道堅法師家集』は後代の他撰。『実隆公記』に度々その名が見え、永正期以降、実隆を中心とした公家歌人らと和歌を詠む。五日条⑨、九日条②、十四日条⑥⑧、十七日条⑪の各註参照。

②玄清

七日条。

③前菅中納言

高辻（菅原）長

直（一四四一～一五二三）。章長（九日条）の父。時に六十四歳、従二位、前権中納言・式部大輔（『補任』）。④金山備中入道 金山元実（生没年未詳）。持実男。金山氏は室町幕府の奉公衆で、代々早歌の担い手として知られる。明応八年（一四九九）正月二十二日条「及^レ晚、金山入道來、早歌一曲、有^レ興之間、勸^ニ一盞^了」。『実隆公記』では明応六年（一四九七）から永正四年までの間、実隆邸への来訪が確認できる。⑤早歌 鎌倉時代から室町時代にかけて主として武家に流行した謡い物。テンポが速い。⑥室町殿 足利義澄（一四八〇～一五一二）。細川政元が足利政知男の清晃^{せいこう}を還俗させて第十一代将軍とした。初め義遐^{よしお}、次に義高、次に義澄と改名。時に二十五歳。上冷泉為広（一四五〇～一五二六）を歌道師範として重用。⑦我宿は道わけわぶる… 「尋ねきて道わけわぶる人もあらじいくへもつもれ庭の白雪」（『新古今集』冬歌・六八一・雪の朝、大原にてよみ侍りける・寂然法師）と初句のみ異なる。義澄は金山元実を寄越して、当該和歌を用いて早歌を作るよう実隆に再度依頼したか。宮川葉子氏は「備中入道が早歌の曲を付けた義澄の和歌（中略）の染筆を依頼」と解される（『三条西実隆と古典学』風間書房、一九九五年、一二九頁）。⑧比興 面白く興あること。⑨新大典侍 十七日条。勸修寺藤子。⑩伯二位 十一日条。白川忠富。⑪新典侍 四日条。庭田源子。⑫青蓮院准后 十七日条。尊応法親王。

（本学大学院博士後期課程・本学大学院研修者・本学教授）